



2010年6月7日(月) 開催

テーマ:「第一次世界大戦における日本軍の捕虜取扱い」

報告者: 御簾納 直樹(主任研究員)

## 概要

### 1 板東捕虜収容所における独軍捕虜の取扱い

第一次世界大戦の青島の戦い(1914年)で日本に降伏し、捕虜となったドイツ将兵約4,000名は、日本各地の捕虜収容所に移送された。なかでも特に取扱いが良好で、「模範収容所」とまで言われたのが板東捕虜収容所(徳島県)であった。

そもそも本事例は、日本における交響曲「第九」初演のエピソードとしてよく知られており、2006年には映画化もされている。そのため先行研究においては、音楽史、日独交流史、もしくは徳島県の郷土史等として語られることが多く、本事例を軍事史として位置づけ、現代の捕虜取扱いへのインプリケーションを導く研究は皆無であった。

板東捕虜収容所では、所長・松江大佐の価値観(捕虜達は国家のために命がけで戦った勇士)及び指導方針(「武士の情け」に基づく取扱い)に基づき、捕虜達は各種スポーツ活動、文化活動を実施することができた。また周辺住民との交流も活発に行われ、ドイツ捕虜が日本にもたらした技術的・文化的貢献は大なるものがあつた。捕虜と日本人との関係は、技術交流及び文化交流を通じて敵味方を超えた友情にまで発展した。

そもそも明治時代の陸海軍は戦時国際法を「参謀官ノ知ラサル可カラサル補助学」と位置付け、陸大・海大において重点的に教育した。日露戦争においては国際法専門家を従軍させて戦時国際法を遵守して戦い、文明国としてのアピールを図るとともに、敵の違反行為を摘発し、国際社会から高い評価を得た。しかし第二次世界大戦では捕虜の虐待・殺害等重大な国際法違反が相次ぎ、日本の捕虜取扱いに関する国際的信頼は失墜した。

### 2 捕虜の取扱いに関わるインプリケーション

現在わが国は、国際法たるジュネーブ第3条約及びジュネーブ諸条約追加議定書等を批准し、国内法たる捕虜等取扱法を制定することにより、捕虜の適正な取扱いを図ろうとしている。そこで板東捕虜収容所の成功事例からいかなることを学ぶことができるか考察したい。

まず所内活動(スポーツ・文化活動)を推奨することは、捕虜のモラルの維持向上及び収容所の安定的運営への寄与という互惠効果をもたらすため、積極的に実施させるべきである。しかし所外との交流は現代の日本においては実施する意義が薄れたと考える。また、所長をはじめとする収容所スタッフの人選が運営の成否に直結することは古今不変のため、取扱い関連法規に詳しく、部下のみならず捕虜に対して的確に指揮・統御

できる人物を所長に抜擢すべきである。さらに、戦争形態(国家総力戦か限定戦か)、戦争前からの敵愾心、戦争の勝敗等も捕虜取扱いに影響を与える可能性が大であるため、様々な状況に適切に対処できるよう平時から想定しておくことが重要である。

現在においては、捕虜を国際法に従って人道的に取扱うことは世界中の共通認識である。さらに国際人権法と国際人道法(=戦時国際法)の概念上の近接により、かかる人道的取扱は捕虜の人権保護の観点からも重要である。わが国が法に則った捕虜取扱いを実施することは、敵対戦力の戦線復帰を防ぐという、捕虜を抑留するそもそもの意義に加えて、日本の国際的地位をさらに高め、戦後の関係再構築に寄与する等、わが国の国益につながると考える。

一般に軍に対するイメージは、その国家が最後に戦った戦争における行為で語られる。日本は第二次世界大戦で「捕虜虐待国」というイメージを、板東収容所のような模範収容所を実現させた国というイメージに上書きしてしまった。コンプライアンスの重要性が叫ばれる現代であるからこそ、わが国の古き良き美談を再評価することにより、次の戦いがもし起こりうるならば、戦場での勝利に加えて「世界の範たる文明国」の地位を取り戻すべく万全を期さなければならない。

以上